

新会社法が施行されます

I. 目的

- ・ 最近の社会経済情勢の変化への対応等の観点から、最低資本制度、機関設計、合併等の組織再編行為等、会社に係る各種の制度の在り方について、体系的かつ抜本的な見直しを行っています。
- ・ 商法第2編、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律等の各規定を現代的な表記に改めた上で分かりやすく再編成し、新たな法典（会社法）を創設しています。

II. 会社法の要点

1 利用者の視点に立った規律の見直し

中小企業や新たに会社を設立しようとする者の実態を踏まえ、会社法を会社の利用者にとって使い易いものとするために、各種の規制の見直しを行っています。

(1) 株式会社と有限会社を1つの会社類型（株式会社）として統合

いわゆる株式譲渡制限会社（その発行する全ての株式についてその譲渡につき当該会社の承認を要する株式会社）について取締役の人数規制や取締役会の設置義務が課せられない現行の有限会社型の機関設計の採用を認めるなど、株式会社における定款自治の範囲を拡大し、その規律の多様化・柔軟化を図ることにより、現行の株式会社と有限会社の両会社類型を1つの会社類型（株式会社）として統合しています。

既存の有限会社については、引き続き従前の規律を維持するための所要の措置を設けています。

(2) 設立時の出資額規制の撤廃（最低資本制度の見直し）

株式会社の設立に際して出資すべき額について、下限額（現行法では株式会社につき1000万円、有限会社につき300万円）の制限を撤廃しています。

(3) 事後設立規制の見直し

事後設立（会社成立前から存在する財産で営業のために継続して使用するものを会社成立後2年以内に一定規模以上（現行法では資本の5パーセント以上）の対価で取得すること）に係る検査役の調査の制度は、廃止しています。

2 会社経営の機動性・柔軟性の向上

会社経営の機動性・柔軟性の向上を図るため、株式会社の組織再編行為や資金調達に係る規制の見直し、株主に対する利益の還元方法等の合理化を行うとともに、取締役等が積極果敢な経営を行うことの障害にならないよう取締役等の責任に関する規律の合理化を図っています。

(1) 組織再編行為に係る規制の見直し

組織再編行為に係る規制について、次のような見直しを行っています。

- ・ 吸収合併等の場合において、消滅会社の株主等に対して、存続会社等の株式以外の財産（現金、親会社の株式等）を交付すること（「合併等対価の柔軟化」）を認めています。
- ・ 簡易組織再編行為（存続会社等における株主総会の承認決議を要しない組織再編行為）に係る要件を緩和する。また、新たに略式組織再編行為の制度を設け、合併等の組織再編行為を行う会社において株主総会の承認決議を要しないこととなる場合を拡張するとともに、少数株主保護のための差止め制度を創設しています。

(2) 株式・新株予約権・社債制度の改善

資金調達の円滑化等を図る観点から、株式・新株予約権・社債制度に関し、次のような見直しを行っています。